

# 令和2年7月豪雨により被災した建物の滅失登記について

この度の令和2年7月豪雨により、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

不動産登記法第57条では、「建物が滅失したときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その滅失の日から一月以内に、当該建物の滅失の登記を申請しなければならない。」と規定されており、登記されている建物を取り壊したり、災害により倒壊又は流失したような場合には、【建物の滅失の登記】が必要です。

岐阜地方法務局では、令和2年7月豪雨により被災した建物（①令和2年7月豪雨による土砂災害や大規模な河川氾濫により倒壊又は流失した建物、②市町村により公費解体した建物、③個人で先行して解体（自費解体）し、費用の償還申請に該当する建物）の滅失の登記について、被災された皆様の御負担を軽減するため、建物の状況、申請の意思等を確認した上、原則として、登記官の職権による滅失の登記を行うことを予定しています。

なお、建物によっては、職権滅失登記の対象外となる場合がありますので、御不明な点などがございましたら、岐阜地方法務局高山支局宛てお問い合わせください。

## 【問合せ先】

岐阜地方法務局高山支局 表示係

0577-32-0915

平日 午前8時30分から午後5時15分まで